

平成28年11月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年11月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	ローランド観光バス株式会社 代表者蜂巢和美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県渋川市石原字熊野201-5 (本社営業所) 群馬県渋川市石原字熊野201-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 190日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年3月8日及び平成28年3月25日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(6)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 19点 当該事業者の累積点数 19点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成28年11月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年11月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	日新観光株式会社 代表者王勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都新宿区新宿5-10-14 (本社営業所) 千葉県香取郡多古町水戸882-1
(4) 行政処分等の内容	事業の停止処分3日間(事業停止期間:平成28年11月4日から平成28年11月6日まで)及び輸送施設の使用停止処分140日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年5月11日、平成28年5月12日、平成28年5月27日及び平成28年6月3日、重大事故惹起を端緒として監査を実施。16件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条)、(6)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(7)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)乗務員台帳の保存義務違反(運輸規則第37条第2項)、(11)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(12)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(14)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(15)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(16)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成28年11月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年11月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社あやめバスサービス 代表者橋本文雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県富里市中沢247-1 (本社営業所(千葉)) 千葉県富里市七栄324-12
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成27年10月20日及び平成27年12月9日並びに平成28年3月10日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運送引受書の保存義務違反(運輸規則第7条の2第2項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条)、(7)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条)、(8)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成28年11月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年11月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	栄楽観光株式会社 代表者高原栄一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050 (千葉営業所) 千葉県富里市七栄639-70
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 15日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第30条第2項
(6) 違反行為の概要	平成27年11月2日及び平成27年12月22日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任違反(道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項)、(2)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(6)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年11月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年11月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	那北運送有限会社 代表者坂井達也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常陸大宮市高部379 (本社営業所) 茨城県常陸大宮市高部382-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年2月4日及び平成28年2月9日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第4項)、(3)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)